平成３０年（フ）第４７号
奈良市中山町1449番地
債務者　武林　昌美
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第３４号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番14―502号
債務者　𠮷村　紀明
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第３号
島根県益田市東町９番23号、前住所島根県浜田市三隅町古市場1596番地１（203）
債務者　桃田枝里奈
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第１００８号
広島市中区白島北町18―１　長寿園アパート228、住民票上の住所広島市中区舟入川口町10番11―302号
債務者　森本　謙一
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１８６号
広島市南区東雲２丁目15番37―117号
債務者　石川　誠三
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５号
愛媛県今治市本町１丁目２番地６　ライブタウン本町702号、前住所愛媛県今治市別宮町６丁目１番11号、前々住所岡山県倉敷市広江６丁目５番14号
債務者　藤岡　　勉
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第１５号
愛媛県今治市南高下町４丁目１番８号　シェレナガーデン105号、前住所愛媛県今治市桜井１丁目10番２号、前々住所愛媛県西条市新市15番地５
債務者　宇都宮早月（旧姓木原）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第１７号
愛媛県今治市喜田村６丁目２番39号　ガーデンハウス・メイ202、前住所愛媛県今治市郷新屋敷町５丁目４番43号
債務者　清家　千世（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第４５号
福岡県久留米市小頭町３番地16　クラシオン小頭公園前204号
債務者　松山　直紀
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第４７号
大分市大字旦野原464番地の３
債務者　甲斐淳一郎
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第７２号
大分市明野東５丁目11番２―78号
債務者　葛城　静江
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５４号
宮崎市清武町船引256番地１　リバーシティ学園都市203号
債務者　姫野　美香（旧姓櫨山）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５６号
宮崎市大塚台西２丁目１番地３　Ｇｒｅｅｎ Ｈｉｌｌｓ大塚台３棟1103号、前住所宮崎市小戸町104番地１　リベラルー ツ葉1108号
債務者　河野　和彦
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５７号
宮崎市大塚台西２丁目１番地３　Ｇｒｅｅｎ Ｈｉｌｌｓ大塚台３棟1103号、前住所宮崎市小戸町104番地１　リベラルー ツ葉1108号
債務者　河野まゆみ
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第６６号
宮崎市花ケ島町三反田699番地２　サイトウアパート202号
債務者　佐々木邦男
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第９号
宮崎県日南市吾田東５丁目７番14号
債務者　新名　麻美（旧姓村中）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
宮崎地方裁判所日南支部